

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和3年1月8日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じてきました。

政府においては、4月7日に、東京都など7都道府県を特定警戒区域とした緊急事態宣言が発令され、さらに年末年始の首都圏における感染拡大を受け、令和3年1月7日に、東京都他3県を特定警戒区域として、再度緊急事態宣言を発令しました。

5月25日に、最初の緊急事態解除宣言以降、香川県においては、香川県対処方針に沿って感染症対策を実施してきたところですが、12月に入り新規感染者が連続して確認され、また、1月に入ってさらに、高齢者施設でのクラスターが発生したことから、令和3年1月9日から29日までを「感染拡大防止対策期」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民の皆さんや事業者の皆さんに更なる感染拡大防止の協力要請をしています。

土庄町においては、7月の1例目感染者の判明の後、感染拡大防止に不断の努力をしてまいりましたが、12月の郡内でのクラスター発生もあり、感染者数も増加しているところです。

これらの状況の中、国、県の動向を鑑み、基本方針を以下のように変更します。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

基本方針

1. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の徹底を推進するとともに、県の対処方針に基づいた協力要請に応じる。
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、県が策定する「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った概ね2分の1程度の参加人数等を目安に、そのイベント毎の性質を判断の上、開催するものとする。
3. 公共施設を利用する民間・団体主催の集会やイベント等については、
 1. と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。